

# ◆◆後期高齢者医療\*\*住民税非課税世帯のみなさまへ◆◆

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

### ・減額認定証とは？

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養（入院・外来）を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。

なお、初めて申請するときなどは、原則、申請手続きが必要になりますので、福祉部健康推進課後期高齢者医療係で申請してください。

減額認定証は申請した月の初日から適用となります。



### ・住民税非課税世帯とは？

区分低Ⅰ：同一世帯の世帯全員が住民税非課税であり、かつ、世帯全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円）の方。

区分低Ⅱ：同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の方。（低Ⅰ以外の方）

### ■申請手続きが不要の方

今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、広域連合の定期判定で減額認定証の交付認定された方は、被保険者証と同封して郵送します。

### \*減額認定証に「区分低Ⅱ」と表記されている方

平成24年8月から平成25年7月の減額認定証（区分低Ⅱ）に該当する期間のうち、入院日数が91日以上ある方は、申請することにより食事代が減額されます。

申請を希望される方は、医療機関が発行した直近3ヶ月分の領収書など入院日数が確認できるものを持参して福祉部健康推進課後期高齢者医療係の窓口でお手続きください。

### ■申請手続きが必要となる方

\*今までに減額認定証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方。

\*今までに減額認定証の申請をした方のうち区分低Ⅱの認定後、平成24年8月から平成25年4月に入院のあった方。

窓口で、入院日数の確認を行った上で減額認定証を交付します。被保険者証、印鑑をご持参のうえ、お手続きください。



### ■減額認定証に該当しない方

平成25年7月31日有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成25年度住民税課税世帯に属する方については減額認定証の認定要件に該当しません。

### ■世帯構成員に未申告がいる方

世帯構成員に平成25年度所得未申告の方がいる場合は、定期判定ができません。申告が必要となります。申告により住民税非課税世帯に属する方で、交付を希望される方は申請してください。



お問い合わせ：福祉部 健康推進課 後期高齢者医療係 ☎945-4791（内線152）  
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012



国保加入者のみなさんへ

## 『限度額適用・標準負担減額認定証』の切替えについて

現在お持ちの「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、平成25年7月31日までとなっています。

8月1日より切替えが始まります。

福祉部健康推進課で切替えを行っていますので、必要な方（入院中・もしくは外来で高額になる方）は8月31日までに手続きをお願いします。

### 国保加入者の方はこちら

対象者	事前の手続き
70歳未満の方	福祉部健康推進課で『限度額適用認定証』の交付を申請してください。
70歳以上75歳未満で非課税世帯の方	福祉部健康推進課で『限度額適用認定証』の交付を申請してください。

※70歳以上で課税世帯の方は必要ありません。

### ☆申請時の条件☆

世帯全員が平成25年度町民税申告を行っている世帯の方。

（平成25年度1月2日以降に転入されてきた方は、前市町村から世帯主及び国保加入者全員分の所得証明書をお持ちください。）

### ☆持ってくるもの☆

- ①国民健康保険証
- ②印鑑（シャチハタ不可）

お問い合わせ 福祉部健康推進課 国保給付係 ☎945-4791（内153）

## 西原町重度心身障害者(児)医療費受給資格者証をお持ちのかたへ

### ～入院時食事療養費助成の廃止について～

これまで西原町が1/2の補助を行っていた入院時における食事療養費の助成は、平成25年8月受診分より廃止となります。（医療費についてはこれまでと同様、全額が助成対象となります）

廃止の理由としては、入院時食事療養費はすでに医療保険制度の助成を受けていること、また、食事代は健常者・障がい者、入院・在宅を問わず経常経費であることから、在宅療養者や施設利用者との公平性を図るためです。

みなさまのご理解ご協力、よろしく申し上げます。



お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013（内線192・193）